

みんなで子育て No.12



バックナンバーは
こちらから▶



環境エネルギー生活部 県民生活課
家庭教育推進専門職 : 辻
Tel 058-272-8206

慶長3年3月15日(1598年)、死期が近いと感じた豊臣秀吉は、一世一代の催しとして京都の醍醐寺で花見の会を行いました。世に言う「醍醐の花見」です。この時にお茶菓子として振る舞われたのが「三色団子」でした。これが「三色団子(=花見団子)」の始まりという説が現在では有力です。それまでの花見は、歌を詠んだり舞を楽しんだりする貴族の行事でしたが、秀吉は食べ物を持ち寄って楽しむ形に変えたと言われています。

団子の色は、タイトルの右図にあるように、上からピンク・白・緑となっています。これは桜の花の順を表しているといわれます。蕾のピンク、満開の白、葉桜の緑と時の流れを表現したわけですね。(ピンク:桜(春) 白:雪(冬) 緑:新緑(夏)を表すという説もあります。)

秀吉は団子好きであったようです。それまでの団子は白色で、醤油をつけて食べるものでしたが、「女性も楽しめるような、かわいらしくて甘い団子を!」と考え、作らせたようです。

知患者である秀吉ならではの自由な発想で行われた花見の会、そして三色団子。現代の日本でも、庶民の楽しみとして行われ、食されているわけですね。

今年の花見、家族で三色団子等を作って出かけ、家族団らんの時をお楽しみください。

※ 全国のソメイヨシノは、クローンで同じ遺伝子をもっているため、どの木も一斉に花を咲かせます。標本木は全国に58本あり、その蕾のうち5~6輪が咲くと開花を宣言します。花芽の80%以上が開いた状態を「満開」と表現します。

山県市立伊自良南小学校 「薬物乱用防止教室」 1月14日(水)

講師 : 学校薬剤師 河合 雅俊 氏

伊自良南小学校では、毎年6年生が薬物乱用防止教室を行っています。昨年度より委員長さんの提案により、当教室に保護者も参加し、親子で学ぶ形にされたそうです。

薬物乱用の定義、酒とタバコの害、違法薬物について、講師の河合氏からのクイズ形式での問いに答えたり、説明を受けたりしながら薬物の怖さについて学びました。

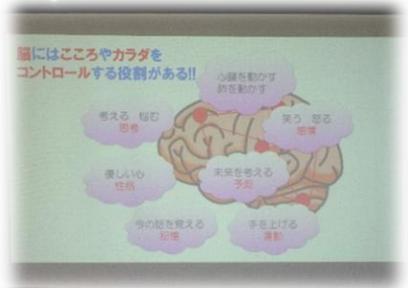
「薬物は大切な脳を壊す。一度壊れた脳は、元に戻すことができない。」という言葉が、薬物の怖さを端的に表しており印象に残りました。

友達からの誘いに対し、「どのように断るか」をロールプレイングを行いながら考え、断り方のコツや困った時の対応の方法についても教えていただきました。

違法薬物で捕まった人は、13~14歳の頃から飲酒や喫煙を行っているという調査結果が示され、何か困った時には、必ず身近な大人(薬剤師もOK)に相談するようにとアドバイスをいただきました。

参加者の声

- ・親世代にとっては、薬物というと遠い世界の出来事だと思っていましたが、最近では、SNSの普及による情報、ネット通販や市販薬によるオーバードーズ等、子どもの身近なところに危険が潜んでいることが分かりました。
- ・薬物が、身体にどのような影響を及ぼすのかという正しい知識を身に付けさせることが、悪い誘惑に対しても断る勇気をもつことにつながると感じました。
- ・薬局で、市販薬の風邪薬やお腹の薬を買う時も、他局での購入の有無を薬剤師によって行われる意味が理解できました。
- ・タバコにはニコチンという毒が含まれていることは知っていましたが、200種類以上もの有毒物が含まれていると知り、ビックリしました。(児童)





講師：ねぎっちょ菜園クラブ 川島 啓吾 氏

講師の川島氏は、岐南町の特産で伝統野菜である「徳田ネギ」について、地域の皆さんにもっと知ってもらい、守っていきたいという願いのもと、親子で畑に出向いてもらえるようにこの収穫体験会を企画されました。ネギは種蒔きから収穫までに1年以上を要し、この日は、一昨年の10月に種蒔きしたものを収穫しました。2回の植え替えを行うことで大きくなり、土寄せを繰り返すことで、土の中の部分が白くなります。白い所も緑の所も柔らかく、両方食べられるのが徳田ネギの特徴だそうです。

説明に加え、3択クイズが行われました。「ネギを食べるとよいことがあります。それは何?」「種子の大きさは?」「徳田ネギの生みの親は?」「ネギの美味しい食べ方は?」が出題され、楽しみながら徳田ネギについて学ぶことができました。「スコップを地面に垂直に入れる。」「白い部分を持って抜き取る。」など、教えていただいた注意事項を守りながら、親子で協力して収穫作業を行っていました。想像以上に力が要るようでした。



参加者の声

- ・スコップを土の奥まで力強く入れて掘らないといけなくて、起こすのが大変でした。収穫したネギは「もつなべ」の具として使いたいと思います。
- ・普段、畑で農作業することがないので、収穫体験ができてよかったです。徳田ネギについて、再認識できてよかったです。
- ・立派な徳田ネギを収穫できてよかったです。とても甘くて美味しそうなので、ネギ味噌トースト(岐南中生徒の考案で給食に採用)にして、早く食べたいです。(児童)
- ・抜くとき、とても重かったです。昨年よりは上手に採ることができました。楽しかったです。(児童)
- ・クイズが楽しかったです。麻婆豆腐や味噌汁の具にして食べたいです。生でも食べようかな。(児童)

講師：岐阜県“人間と性”教育研究協議会 中村 一恵 氏

長良小学校では、命の大切さについて学ぶ機会を「親子一緒に」と「親のみで」の2部構成で設けられました。

講師の中村氏は「『性』という文字は、心を生きると書く。」「あなたは、ここにしかないかけがえのない命」であり、「からだ全部と心が、あなたの命」というお話から始められました。

思春期を迎える子どもたちには、からだと心の変化について、科学的に詳しく説明されました。しかし、その変化の仕方は人それぞれであり、他人と比べがちであるが、「みんな違う!」ということを繰り返しお話をされていました。

また、「自分で考え、自分で判断して行動する(自立)」ようになり、親の言動に対しイライラしてしまうのは、成長にともなうホルモンの為であると説明されました。「Yes」「No」とはっきり言う大切さや、「こうあるべき」という決めつけの危険性についても確認があり、まとめとして「これからつきたい力」が示されました。



これからつきたい力

- ・性についての学習・正しい情報
- ・一人ひとりを尊重する心・人権感覚
- ・気持ちや、伝えたいことを、話し合う(交渉・歩み寄り)力
- ・自分で考え、決定し、行動する力
- ・困ったら相談する

保護者の声

- ・幼稚園のプールの前に「プライベートゾーン」について、絵本を使って学ぶ機会があり、家でも絵本準備し読みました。「13歳までに伝えたい…」という本も買って家には置いてあります。性の話は、気恥ずかしい部分もあり、このように親子で学ぶ機会があることはありがたいことです。
- ・子どもがどのように認識しているのかわかりませんが、性教育や命の大切さを学ぶこのような機会があることはよかったです。お話を聞いて気付かされることがたくさんありました。
- ・性の話は、親の方に抵抗感がありますが、家でも話せるような環境を整えてあげることが大切だと思いました。
- ・「女の子なんだから…」「長女だから…」と口にしてしまう時があり、子どもへの伝え方など、親世代がアップデートしなければいけないなあと思いました。

講師： 交流分析士(イストラクター) 田中 克久 氏



十八楼では、子育て中の社員さんを対象にした研修を実施されました。子ども(人)とのコミュニケーションをより良いものにするためには、自分と子(相手)の特性をしっかりと認識することが大切です。研修に先立ち50の質問に答え、「エゴグラム(自我状態(エゴ)を5つのパターンに分類し、図表化(グラム)したものを)」を描いて参加してもらい、まずは自分の自我状態について認識を深めました。

自我状態は変化するものであり、田中氏からは「職場での自分と家庭での自分に差はありませんか？」との問いかけがありましたが、日本人にはありがちなことのようにです。

子どもの精神的な成長には、愛情あるストローク(人からの刺激、働きかけの言動)が不可欠であり、ストロークなしでは人は生きていきません。自らが望む人間関係や生き方を実現するためには、肯定的なストロークを多く交換することが大切であり、心の内にあるのに伝えていない言葉など、日常の些細なことも惜みずらにストローク交換することが、コミュニケーション力の向上につながることを学びました。

コミュニケーション力向上を目指して

自分も他者も大切に! 温かいやりとりを!

自らが望む人間関係や生き方を実現するために...

肯定的ストロークを多く交換できますか

心に有るのに伝えてない言葉...ありませんか

日常の些細なことから惜みずらにストローク交換

日頃から互いに存在認知していることに意味あり

与えるストロークが増えれば、その分返ってきて

ストローク交換が広がります(プーメン効果)

肯定的ストロークで満たされ安定している

欲しくない否定的なストロークを拒否・受け流せて

自己成長に役立つ (ストロークに否定的なもの貯えない)

参加者の声

- 自己分析をして、当てはまっていることがおもしろく、自分を見直すよい機会となりました。子どもには、自分の感情を出さず、一度冷静になって対応したいと思います。
- 自分の性格を客観的に見る事ができたので、子育てに活かしていきたいです。「ハグをする」「ほめる」など、よいストロークを増やしていきたいです。
- 子どもに対して、失敗した時など、人格を否定しないように気を付けたいと思います。2歳の子に気持ち向きがちなので、6歳の子にも意識してたくさん触れ合おうと思いました。
- 子どもは親の所有物ではないと思いつつ、心配しすぎたり、親の考えを押し付けたりしがちです。子どもは大きくなりましたが、肯定的なストロークをできる限り増やして応援していきたいと思います。
- 何事にもプラス思考で、相手を認め、自分も認めて過ごしていこうと思いました。

岐阜市立加納幼稚園 「わが家の約束運動」 冬休み

「話そう! 語ろう! わがやのやくそく」カード

年中児家庭の実践

家庭教育を実践する日は 毎月第3日曜日と「8」のつく日です。

なるまふにもよがな(し)か(つ)た(と)お(い)え(る) (寝る前に今日の楽しかったことをお話しする)

ひにち	12/24	12/25	12/29	1/3	1/2	1/4	1/7
ようび	すい	もく	げつ	すい	きん	いそ	すい
がんばっ たよ!							

シールを貼るのいいですね! たっぴり 始めてあげてください!

こどもから おうちのかたへ

おうちのかたから こどもへのメッセージ

いしにちう、やすみでいっはいあそびしたのしつうたふあるおはなししてたかしがまふ

「おはなし」おはなし、うれしい、きもち、ねむりにね、きんぎょのおはなし「おはなしにね」といぬれと、ママもうれしい、きもちに「おはなし」

- 2 取組方法
- ①家族で話し合っ、 「わが家の約束」を決めます。
子どもだけでなく、家族みんなの約束になるように工夫しましょう。
例: 家族みんなまで早寝早起き、家族みんなまでそろって食事、1日1回家族のよさを伝え合う、「ありがとう」の気持ちを伝え合う 等
子どもの発達段階に応じて約束を決めて頂いても結構です。
例: 毎日歯磨きをする、手洗いうがいをする、朝食の準備を手伝う 等
 - ②取組の様子をシールや丸で実践カードに記録します
 - ③実践中や実践後に、家族で互いの思いを伝え合います。
- 4 その他 取組前に、お時間のある方は「話そう! 語ろう! わが家の約束」運動の動画資料を下記QRコードよりご視聴ください。
- 

冬休みはたくさん一緒に遊んで楽しかったですね。お手伝いもしてくれて、ありがとう。これからも早寝早起きして、毎日、元気で過ごそうね!

その日のことを思い出して、言葉にして伝えることができたね。楽しかった、嬉しい、頑張った、怖い、いろいろなことを感じて表現できたね。これからもたくさんお話ししよう。

加納幼稚園では、岐阜県のHPに掲載してある「わが家の約束運動」の案内文書と実践カードの電子データをダウンロードし、園独自の形に編集して使用されました。上記案内文書の朱書きの部分が追加された部分ですが、約束の例を記していただいたことで、保護者も約束のイメージが湧きやすくなったものと推察します。

「子どもだけでなく、家族みんなの約束になるように工夫しましょう。」と加えていただいたことで、親子で一緒に取り組んでいただいた家庭が多く、「家族の会話を増やす。」「ふれあう時間を増やす。」というこの取組の目的が達成されたものと考えます。このように、無理のない形で実践し、子どもたちの自己肯定感・自尊心が高められることを願います。

道路交通法を守って、上手に自転車を活用しましょう！

この4月から、「自転車の交通反則通告制度（青切符）」が始まります。この制度は、16歳以上の運転者による113種類の違反が対象になります。

令和6年に全国で発生した自転車関連交通事故数は67,531件。このうち、対自動車事故数が51,524件（76.3%）。自転車側に法令違反があった事故件数は47,741件

（70.7%）でした。自転車を使用する者が交通ルールを守っていれば、起きずに済んだ交通事故が多数あることがわかります。今一度、家族で自転車使用時のルールについて確認してみましょう。

自転車は、道路交通法では「軽車両」に位置付けられ、「車のなかま」になります！

＜自転車安全利用五則（特に重要なルール）＞

- 1 車道が原則、左側通行（歩道は例外、歩行者優先）
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



「1」には例外的に、歩道を通行ができる場合が、3つあります。

- その1 右のような標識や表示がある場合
- その2 13歳未満、70歳以上の人、身体の不自由な人
- その3 車道通行の安全確保が困難な場合



日本の道路幅は広くなく、自転車で車道を走行するには、注意と勇気がいります。したがって、歩道を走行する（その3）ことが多くなるのでないかと考えます、しかし、歩道はあくまで歩行者の為の道であり、「歩行者優先」が原則です。子どもたちには、このことをしっかり押さえておきたいものです。また、歩行者がいる場合は、歩道内でも中央より「車道側」を走行するルールになっています。このことも合わせて確認しておきましょう！

また、自転車の進行が、歩行者の通行を妨げることになるときは、自転車側が一時停止しなければなりませんので、この点は特にお子様とご確認ください！

「5」について

幼児・児童の保護者は、幼児を幼児用座席に乗せるときや幼児・児童が自転車を運転するときには、乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

※ ヘルメットは、「SG」「CE (EN1078)」「JCF公認/推奨」シールのあるものを選びましょう！

自転車保険（損害賠償責任保険等）に加入済みですか!?

岐阜県警察本部が今年1月に発表した「令和7年中の交通事故発生状況」によると、県内の自転車事故による死傷者数は「456名」となっています。自転車事故による損害賠償額は、事故の状況や怪我の程度によって異なりますが、数千万円になることがあります。ちなみに、自転車事故の最高損害賠償額は、平成25年7月4日に神戸地方裁判所が言い渡した「9,521万円」になります。加害者が未成年であったため、その母親に対して出された支払い命令となります。保険に未加入の場合は、個人の責任でこの金額を支払うことになります。

保険のメリットは他にもあります。保険会社が相手側との話し合い（示談）の代行を行ってくれることです。未加入であれば、それも個人で行わなければなりません。その負担は膨大であると言わざるを得ません。

岐阜県においては、令和4年10月1日から、自転車損害賠償責任保険等への加入が条例で義務付けられました。自転車を使用する機会があるにも関わらず未加入の場合は、早急に加入してください。ほとんどの火災保険や自動車保険は、特約としてオプション加入が可能ははずです。自分が入っている保険内容について、必ず確認しておきましょう。